

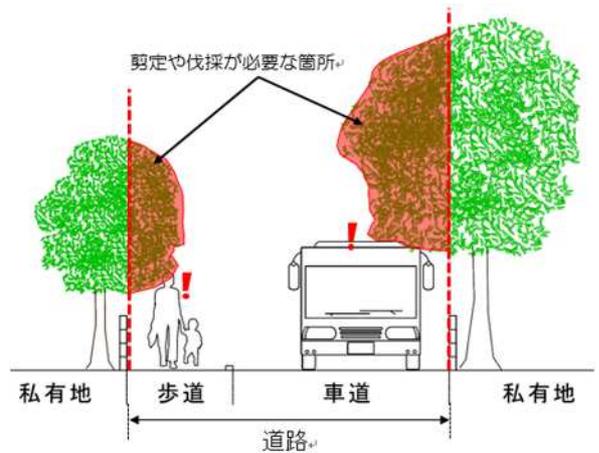
五島をつなぐ ～支庁の窓～

No.86

都道上に張り出している樹木の伐採について（お願い）

土木課では都道の維持管理をしておりますが、最近、道路を覆うように繁茂している樹木が多く見受けられます。このような樹木は、歩行者や大型車等の通行の障害となるほか、自動車運転時の見通しを妨げ、交通事故の原因になります。また、台風などの影響により、倒木等による道路の分断や電柱・電線の破損による停電の被害が、大島支庁管内においても発生しております。

私有地の樹木については、原則として所有者に処理していただくことになっております。心当たりがある方は、今一度敷地内の樹木を確認していただき、皆さんが安全に道路を利用できるよう、剪定や伐採などの適正な管理をお願いします。



電柱を無くす「無電柱化」について

東京都では、地震や台風などの災害に強いまちづくりや安全で歩きやすい道づくり、景色のよい街並みを目指して、電柱（電線）を無くす事業「無電柱化」に取り組んでいます。

特に東京の島しょ地域では、これまでに台風などの自然災害で大きな被害を受けてきました。電柱が倒れると道路がふさがったり、電気や電話が使えなくなることがあります。こうした停電や通信障害を防ぐため、東京都では電線共同溝方式による無電柱化を行っています。電線共同溝とは、電線を地下の空間に収容するための施設で、主に管路部、特殊部、引込管などで成り立っています。

大島支庁では、この事業を計画的に進めていきます。工事の際には、交通規制などでご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

